

## 情報セキュリティ研究専門委員会における情報セキュリティ研究奨励賞の選奨規程

情報セキュリティ研究専門委員会  
平成 26 年 6 月 6 日制定  
平成 27 年 12 月 22 日改訂

情報セキュリティ研究専門委員会における「情報セキュリティ研究奨励賞」の選定は、本規程によって行う。

- (1) 本会定款第 6 条ホ項に基づく電子工学および情報通信に関する学術または関連事業に関し、業績ある者の表彰または奨励を行う。
- (2) 本賞は、「情報セキュリティ研究奨励賞」と称する。
- (3) 情報セキュリティ研究奨励賞を選定するため、情報セキュリティ研究専門委員会に情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会を設置する。
- (4) 情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会の構成員は、委員長を 1 名、幹事 1 名、委員若干名とする。
- (5) 情報セキュリティ研究奨励賞の受賞候補者は、過去 1 年の間に開催された情報セキュリティ研究会において発表を行った登壇者で、講演時点で 35 歳未満の者とする（受賞回数に制限はない）。
- (6) 情報セキュリティ研究奨励賞選奨委員会は、情報セキュリティ研究会で発表された研究に対して情報セキュリティ研究会の座長および情報セキュリティ研究専門委員会の構成員が行う評価に基づき、受賞候補者を選定する。
- (7) 情報セキュリティ研究奨励賞者には、賞状を授与する。
- (8) 受賞候補者を情報セキュリティ研究専門委員会に報告し、承認を得る。

### 付則

本規程の改訂は、情報セキュリティ研究専門委員会の承認を得るものとする。  
本規程は、情報セキュリティ研究専門委員会の Web で公開する。